

(様式 4)

県政調査報告書

平成27年3月16日

県議会議長 向笠 茂幸 殿

会派名 県政会神奈川県議会議員団

団長名 山本俊昭

県政調査を次のとおり実施しましたので、報告します。

1 調査議員	(調査団長) 笠間 茂治 (団員) 川上 賢治、飯田 誠、 馬場 学郎、山本 俊昭
2 調査目的	キャリア教育、ロボット関連産業振興、生活習慣病予防、 空き家対策、農業振興について先進的な取組を行っている事 例を調査することにより、本県における今後の施策の推進に 資する。
3 調査期間	平成27年1月28日～30日
4 調査地	福岡県、熊本県
5 調査内容	・調査内容は、別添のとおり ・経費は 合計 580,742円であった。



# 県政会 県政調査報告書

福岡県庁・ロボスクエア・熊本市役所・熊本県庁

平成 27 年 1 月 28 日から 30 日まで



## I 福岡県における高校生キャリア教育推進事業

### 1 福岡県における高校教育

- 県立高校の数は、全日制高校が 92 校、定時制のみ的高校が 2 校、中等教育学校が 1 校、計 95 校
- 公立と私立の生徒の割合は、6 : 4 と私立の比率が高い。  
(神奈川県より高い)
- 学区制 13 学区 ここまで細かく学区制を敷いているところは珍しい。
- 福岡県の 25 年度の進路状況
  - 公立高校 卒業者数は 2 万 5 千人、うち就職希望者数 5 千人 (20%、全国平均は、25.7%) →進学率が高い。
  - 全体の就職率 95.5% (全国平均 97.7%)、普通科の就職内定率 89.7% (全国 95.0%) であり、普通科の就職率が全国に比べ低いという問題意識を持っている。
- 卒業後 3 年以内の離職率は福岡県は全国平均に比べ高い。  
22 年 3 月卒業 (福岡県 43.7%、全国 39.2%)
- インターンシップの体験率は、普通科、総合学科が低い

### 2 キャリア教育充実の必要性

- 進路未定者や早期離職者増加
  - ・生徒が適切な進路選択ができていない。
  - ・社会で就職する心身の準備ができていない。
- 普通科、総合学科、定時制における就職決定率の低迷
  - ・インターンシップ参加率の低さ
    - インターンシップ先を開拓するノウハウの不足
  - ・就職指導、企業開拓のノウハウの不足

### 3 キャリア教育推進事業

#### (1) 事業の目的

- 生徒に自らの適性についての認識と将来の展望及び職業に対する意識を高めさせるため、各地区の拠点校にキャリアコーディネーターを配置し、インターンシップを中心に各学校のキャリア教育の充実を図る。
- 生徒の職業に対する意識を高めさせることで、進路未定者や早期退職者を減少させる。

○特別支援学校の就職 希望率、就職決定率  
を向上させる。

## (2) 実施内容

キャリアコーディネーターは、インターンシップ受入先の開拓を行い、配置校及び近隣の学校に対して情報の提供を行うとともに、インターンシップの推進を図る。併せて、各学校の実態に即したキャリアセミナーを実施する。



### ア インターンシップの推進

- ・生徒が希望する実習先を各学校から聞き取り、受入企業の開拓を実施
- ・生徒と受入企業とのマッチング指導
- ・実習中の事故等を未然に防ぐための安全指導 等

### イ キャリアセミナーの実施

- ・ライフプランの作成や労働関係法令、マナー等についての講話

### ウ 「特別支援学校生徒による技能発表」の企画調整・参加促進

- ・企業への効果的な発表内容・方法の企画立案と生徒に対する事前指導
- ・インターンシップ先拡大のための参加企業とのネットワークの形成

## (3) 任用対象と任用方法

ア 任用対象：企業での営業・総務・人事管理職経験者等

イ 任用方法：公共職業安定所又は福岡人材銀行に求人登録を行い、人材の紹介を受ける

## (4) 任用期間

9か月（計648時間） 1日6時間勤務 週3日間

## (5) 事業実施状況

県内4地区の県立高校に15名、特別支援学校に1名を配置し、インターンシップの受入先の開拓やマッチング指導、キャリアセミナー等を実施

## (6) 実施結果（拠点校 15校）

- ・インターンシップ実施 25年度 14.6%→ 26年12/1現在 25.4%

・受入先 585 社（うち新規開拓 474 社）

#### （7）今後の方向性

この事業は、県の重点施策になっており、平成 26 年度から 28 年度までの 3 年間実施した後、評価をし、今後継続するかどうか判断する。

#### 4 質疑応答

Q. 学区を 13 設けているということだが、神奈川県は学区を撤廃している。

メリット、デメリットがあると思うが、学区を維持している理由は何か。

A. メリットとしては、各地区の自分が通いやすいところに進路に応じた学校があり、選択できるということがある。また、学区単位で定員をみていくので定員割れはあるが、総数としては適正配置ができること。デメリットとしては、学区の境界に住んでいる生徒が自宅から近い学校に通えないということがある。



Q. 職業観を身に付けていない大学生が多い。大学生に聞いてみると、今まで職業に関する教育を受けたことがないという者がいる。普通科でも大学を出れば就職しなければならないので、高校のうちに職業観を身に付ける意義は大きいと考えるが、どうか。

A. 大学の選択自体もどういう職業につくかで変わってくるものなので、普通科高校においてもキャリア教育は必要であると考えている。

Q. インターシップの受入だけでなく、県内にどういう企業があって、どんな仕事をしているのか生徒に情報提供し、将来どういう職業について、そのためにはどういう勉強をしなければならないかを考えさせることが必要と思われるが、その点はどうしているか。

A. インターシップだけではなく、ライフプランの作成ということもやっている。将来どういう仕事につきたいか考えさせるもので、その上で実際に体験するためのインターシップにつなげていく。

また、インターシップの限界もある。高校のカリキュラムはかなり厳しいのでインターシップのための日数が限られてしまう。短い場合 1 日から

2～3日という期間で何が学べるのかということがあるが、我々は、ゼロと1の差は大きいと考えている。例え2～3日であっても実際に企業に行って、自分の目で見て、自分の将来を思い描いてみるのは意義のあることである。

なお、県教育委員会もインターンシップの受入を行っている。

Q. インターンシップの受入企業の開拓には今年度多くの受入先を獲得できたが、どういう取組をされたのか。

A. キャリアコーディネーターが相手の企業に足を運んで獲得したもの。

OBの紹介もあると思われるが、実際に企業を訪問してきちんとインターンシップの意義を説明して、理解をいただいた結果と考えている。

Q. 神奈川県では、進学校の場合、キャリア教育やインターンシップに対する関心が低いという傾向があるが、進学校であっても目的意識を持って将来の職業を見据えて大学を選択するという意味でもキャリア教育は必要と思われるが福岡県の場合はどうか。

A. 本県も同様で、学校側の意識も学力向上に比重を置いており、保護者の意向もあるようで、キャリア教育は重視されない傾向がある。ただし、一方で、どの進学校でもOBとの交流はしっかりと行っているようだ。

## Ⅱ ロボット体験スペース「ロボスクエア」(福岡市)

### 1 理念

ロボスクエアはロボカップ 2002 福岡・釜山大会を契機に、2002 年 7 月 20 日に開設された。これまで産業用が中心であったロボットが、これからの少子高齢化の中で家庭やオフィスに進出し、医療や介護、災害救助、また癒しの分野などでも重要な役割を担っていくと考えられる。ロボスクエアは、実際にロボットに触れて、体験し、考えていただくことを通して、今後ロボットを市民生活の中でどう生かしていくか、また人とロボットの理想的な共生とはどのようなものかといった、夢をはぐくむ場である。

このため、ロボスクエアは

- ① ロボットに親しむ (ロボット体験型集客施設)  
集客施設としてロボットを展示し、ふれあいと認知を図る。
- ② ロボットを学ぶ (RT (ロボットテクノロジー) に関する教育施設)  
小中高校生のロボット技術の学習支援を通じて人材育成を促進する。
- ③ ロボットを創る (RT (ロボットテクノロジー) 関連産業支援施設)  
ロボット関連企業と連携し、ネットワーク化を図り、関連企業の支援を行う。

この 3 つを目標に掲げ、市民の皆様や子どもたちの科学技術への理解を深め、未来の夢を育むとともに、ロボットに関連する研究者や企業関係者の連携をすすめ、産業振興のきっかけづくりが期待できる場所となるよう運営している。

### 2 施設の概要

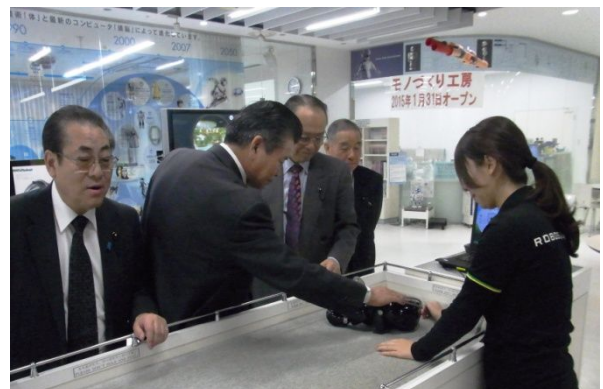
住所：福岡市早良区百道浜 2-3-2 TNC 放送会館 2F

開館時間：9：30～18：00

入場料：無料

#### (1) 展示ゾーン

- ロボスクエアで展示中のロボット
  - ・二足歩行ロボット
  - ・コミュニケーションロボット
  - ・エンターテインメントロボット
  - ・癒し型ロボット
  - ・レスキューロボット など
- ロボット開発の歴史や仕組みを映像で解説





- ロボットライブショー
- PINO、AIBO、はじめロボット、QUBE等のデモンストレーション
- ロボット関連本棚
- グッズの販売

## (2) 体験ゾーン

- ロボスクエア主催によるロボット工作教室、プログラミング教室
- 民間企業による、ロボット工作教室、プログラミング教室の開催

## (3) 工房ゾーン

- ヒューマノイド工房にてロボットの研究開発
- 共有工房に工作機械を設置
- ベンチャー企業の研究・開発・新産業創出の支援のためのベンチャー工房



## 3 質疑応答

- Q. 神奈川県では、「さがみロボット産業特区」において、生活支援ロボットの実用化・普及を進め、災害対応ロボットや高齢化に対応した介護用ロボットの実用化に取り組んでいる。ここでは、介護用ロボットなどの展示は行っていないのか。
- A. 施設の設置目的として、児童・生徒にロボットに親しんでもらうことを重点としているため、二足歩行の人型ロボットが展示の中心になっている。ただし、イベントなどの際は、介護用ロボットなどを展示することもある。



## Ⅲ 熊本市のCKD（慢性腎臓病）対策

### 【CKDとは】

CKDとは、Chronic Kidney Disease「慢性腎臓病」のこと。腎機能低下や蛋白尿等の腎障害が慢性的に持続するもの。CKDはますます増加しつつある「人工透析」の原因となると共に死因の上位を占める「心疾患や脳血管疾患」の重大な危険因子でもある。

（参考文献：日本腎臓学会編『CKD診療ガイド2009』）

### 1 熊本市がCKD対策推進事業を開始した背景

- 平成21年度事業開始当初、熊本市の人工透析導入者数は、人口比で全国平均の1.47倍と最も高い水準にあり、新規透析導入者は年間295人に上っていた。
- CKDは死因の上位を占める心血管系疾患の重大な危険因子になることが判明した。
- 腎疾患はこれまで治療が困難な病気と考えられていたが、医療の進歩により治療や進行予防が可能となった。
- 腎疾患は自覚症状がなく、潜在患者が数多くいることが予想される。

### 2 CKD対策推進事業の目的

全国的に末期腎不全による人工透析患者が増加しており、中でも熊本市は、人工透析患者の割合が全国で高い水準にある。そこで、市民のQOL（生活の質）の維持・悪化防止の観点から、市医師会や腎臓専門医などの関係機関と協働し、CKDの発症予防や悪化防止のための総合的な取組を行い、人工透析者数を減少させるとともに、心血管疾患の発症・進行の予防を進める。

### 3 目標

- 平成26年までに、全国平均を目指し、年間の新規人工透析者、約300人を約200人に減少させる。
- CKDが大きな原因である心血管疾患の発症・進行予防を進める。

### 4 取組内容

軽度から重度までCKDの全ての段階に応じた総合的な対策

#### （1）啓発・早期発見

- ア 一般市民へのCKDに関する情報の提供
- イ 特定検診の受診率向上を図り、腎機能検査の実施率を高める
- ウ 必要時のかかりつけ医による腎機能検査と腎機能を評価するためのeGFR算出の簡素化

## (2) 発症予防・進行抑制

- ア CKDの要注意者への保健指導の実施（CKD予防教室、個別指導）
- イ 発症予防の環境づくり
  - ・熊本市版の蛋白尿とeGFR等での保健指導基準作成
  - ・くまもと減塩美食の取組（レシピ集、健康づくりできます店ガイドブック作成〔外食産業との協働等〕

## (3) 悪化防止

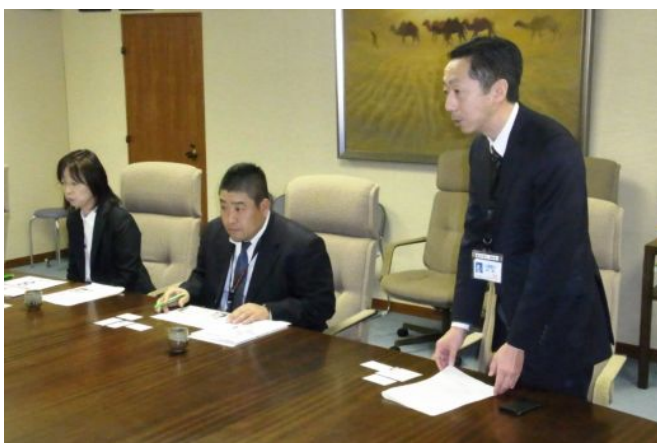
- ア 腎機能悪化者・重症高血圧・糖尿病患者への受診勧奨
- イ かかりつけ医と腎臓専門医の連携システムの構築

## (4) CKD対策の総合的な推進体制の整備

- ・熊本市CKD対策推進会議の開催  
熊本市医師会、関係団体、患者会、健康づくりボランティア、検診機関、医療保険者等 現在 88 団体
- ・熊本市CKD病診連携プロジェクト会議の開催
- ・区役所単位的生活習慣病対策ネットワーク連絡会の開催

## 5 CKD対策の結果

これまでの取組により、新規透析導入者が平成 21 年度 295 人から、平成 25 年度には 260 人と減少し、導入平均年齢も 66.74 歳から 68.69 歳と 1.95 歳高くなった。また、新規透析導入者割合も全国と比較すると 1.47 倍から 1.18 倍と低減化した。なお、効果額を試算したところ、6 億 5 千万円超となった。



こうした取組が評価され、平成 26 年 11 月に「第 3 回健康寿命をのばそう！アワード」の生活習慣病予防分野で厚生大臣賞の優秀賞を受賞した。

## 6 質疑応答

Q. 地域によって糖尿病が多いのは、食生活に原因があるのか。

A. どちらかというとも味が甘辛いものが好まれている傾向があるので、そういうものが影響しているかもしれない。

平成 24 年の都道府県別の人工透析患者数のデータでは、人口 100 万人あたりの透析者数は、1 位が徳島、2 位熊本、3 位から 5 位までを九州が占めており、透析患者数は西高東低となっている。

Q. 外食産業との連携として、「健康づくりできます店」の登録を進めているのは特色ある取組であるが、登録店舗はどのくらいあるか。

A. 登録店舗数は 130 店舗だが、全体からするとまだまだ少ない。登録の基準としては、野菜を多くメニュー



に取り入れているか、低カロリーか、禁煙にしているか、地産地消に取り組んでいるかなどである。

Q. 医療関係者以外に民間の市民団体などが啓発などに関わっているか。

A. 市民への CKD に関する啓発や予防活動の推進を図ることを目的に協力団体を広く募集し、団体独自の取組や、市が主催する啓発イベント等において協力をいただいている。また、熊本市 CKD 対策推進会議のメンバーは医療関係者以外に市民団体も入っている。

Q. 5 年間の取組により顕著な成果をあげて来られたが、こうした取組を通じて新たに見えてきた課題があったら教えてほしい。

A. 専門機関には CKD がどういうものか分ってきたが、一般の市民の方々に対する周知がまだまだ足りないと考えている。特に若い方々に対しての普及啓発に今後力を入れていかなければいけないと考えている。また、特定検診の受診率がまだまだ低い。まず、なるべく多くの市民の方に検診を受けていただくということが大切である。

## IV 熊本市の空き家対策

### 1 条例制定に至る経緯

「熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例」は、平成 26 年 4 月 1 日から施行されている。

全国的な傾向として少子高齢化が進展する中で老朽家屋・空き家が増加してきており、本市も同様の状況であった。平成 23 年 12 月議会で老朽家屋に関して質問があったことが条例制定のきっかけとなった。このときは、空き家になり、老朽化して管理不全な状態になると防火・防犯上の問題が生ずるが、市としてどう対応していくかという質問に対し、都市建設局の局長が、平成 22 年に所沢市で空き家対策条例を全国で初めて制定しているが、本市においてもこの問題について庁内で調査をしていくと答弁した。

体制としては、庁内に関係部局による「空き地・空き家等対策調整会議」を組織して対応に当たっている。

各市の条例を調べてみると、条例を所管する課は、防災関係の部局が半分くらい、残りは建築関係が 2 割、環境関係が 2 割で、埼玉市は空家対策室を設けている。

### 2 「熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例」

本市の条例は「空き家」だけが対象ではなく、人が居住していても老朽化し、管理不全な状態に陥り、危険な状態になっているものは対象としている。神奈川県では、5 つの市が空き家対策条例を制定していると聞いているが、そのなかで横須賀市が最初に条例を制定している。本市の条例も内容は横須賀市の条例と同様に勧告、命令、公表ができることを規定している。

### 3 条例の運用状況と市民の反応

本市では、平成 15 年度から老朽家屋について統計を取っているが、老朽家屋に関する相談・苦情件数は平成 25 年度は 33 件であったが、条例制定後の今年度は、77 件と倍増している。条例を制定するため、パブリック・コメントなども行い、市民に情報提供をしてきたことで、市民が関心を持つようになり、今年度は条例を施行したことにより、一気に関心が高まった。

条例制定の効果として、解決把握数は、25 年度が 7 件、26 年度が 54 件と増加した。一因として条例を制定したことによる市の組織体制の強化があげられる。担当課に老朽家屋担当を 1 名配置し、過去の案件を含めて追跡調査を行った結果、解決につながったものと考えている。条例制定により市民の意識が高

まったことに加え、組織体制の強化も一定の効果をあげているものと思われる。

#### 4 空き家の利活用について

##### (1) 住生活基本計画について

熊本市では、現在「住生活基本計画」を策定中である。住生活基本計画は、本市の住宅政策の方向性を定める基本計画で、現計画は平成 27 年度までであるが、今年度中の計画策定を進めている。計画期間は、平成



27 年度から 36 年度までの 10 年間である。現在素案の段階であるが、全国的に空き家に関する議論が高まってきたことを受け、急遽「空き家対策方針」について章を設け、第 6 章に位置づけた。空き家対策方針では、空き家に係る課題を整理し、①空き家の予防、②空き家流通の促進、③空き家の維持管理、④地域の資源として活用、⑤空き家の除却 の 5 つの基本方針を定めており、この基本方針に沿って、取組方針を定めている。

##### (2) 持ち家活用住み替えモデル事業

空き家の利活用に関して、平成 24 年度に「持ち家活用住み替えモデル事業」が行われた。この事業は、熊本市、不動産関係団体、社会福祉協議会などの福祉団体などで組織する「熊本市居住支援協議会」によるモデル事業で、空き家の有効活用による住まいのミスマッチの解消と、地域を活性化することを目的としている。地域の協力を得ながら空き家物件を探した結果、家主の協力が得られ、築 37 年の木造一戸建て住宅物件が候補として選ばれた。賃貸条件は、家賃 29,000 円で、5 年間の定期借家契約。地域活動にも積極的に参加してくれる子育て世帯を募集したところ、9 組の応募があり、選考の結果、1 組の家族の入居が決定した。

このモデル事業をきっかけとして、地域の活動として同様の取組を行っている。

#### 5 質疑応答

Q. この条例は、空き家だけでなく、人が居住していても老朽化し、危険なもののは対象にしているが、そのねらいは何か。

A. 条例がなくても老朽家屋対策については建築基準法で対応することになる

が、建築基準法の運用は、是正命令などの強制措置を実施することがなかなか難しい。そのため、建築基準法を適用することが困難な場合に、これを補完するために条例を制定した。建築部門が所管するので、最初から空き家だけを対象にするということにはならなかった。これが防災や環境部門が所管するものであれば、空き家だけを対象にするということになったかもしれない。

Q. 県と市との関係はどうなっているのか。

A. 建築基準法の運用ということになれば、県も市町村も関係なく、一律の取扱いになるが、条例における取扱いは、市町村ごとによりかなり温度差が出てくる。ただし、空き家に関しては、国の特別措置法ができたので、統一的な取扱いになると思われる。

Q. 「空き地・空き家対策調整会議」は様々な行政分野により構成されているが、どのような組織か。

A. 庁内の関係各課の連携・調整のために設置されたものである。条例に関連して言うと本市の条例はあくまで建物のみを対象にしているので、建物以外の敷地に関しては、条例を適用できない。敷地に関して問題があれば、この対策調整会議で対応することになる。





## V 熊本県における農業担い手の雇用支援について

### 「農業経営強化発展チャレンジ支援事業」

熊本県は農業県ということで、認定農業者が 11,000 人（全国で 3 位）、地域営農組織が 350 組織、農業法人が 800 法人超となっている。そういう方を対象に今年度から「農業経営強化発展チャレンジ支援事業」を行っている。

#### 1 事業の趣旨

本事業は、認定農業者、地域営農組織、農業法人が、農業基盤の強化発展にチャレンジする際に、経営力の強化や新たな分野への進出等の取組に必要な人材の育成・確保を支援するものである。

県は、緊急雇用創出基金事業の地域人づくり事業を活用して、応募資格者から事業計画を募集・選定し、当該事業計画の応募者に人材の育成・確保に係る業務を委託する。

#### 2 募集概要

##### ○応募資格

- ・ 県内市町村から農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者
- ・ 県内に事業所を有する地域営農組織（法人組織に限る。）
- ・ 県内に事業所を有する農業法人（新規農業参入を含む。）

##### ○事業要件

- ・ 経営力強化や新分野進出等の取組に伴い新規雇用を行うこと
- ・ O J T（職場内研修）と O F F - J T（職場外研修）を組み合わせた人材育成を行うこと

##### ※O J T + O F F - J T の例

O J T；職場内研修（農業生産技術、加工等知識習得）

O F F - J T；職場外研修（6次産業化セミナー、農業アカデミー）又は講師招へい研修

##### ○委託料の上限（支援対象となる新規雇用は概ね 2 人以内）

- ・ 常用雇用（平均週 35 時間以上）1 人につき月額 186 千円
- ・ 常用雇用以外（平均週 20 時間以上）1 人につき月額 111 千円  
（上記金額のうちそれぞれ 1 万円は研修費）

##### ○委託候補者の選定

- ・ 応募書類により、事業計画の実現性、工夫・独創性、事業費の妥当性を審査し、選定している。

### 3 経過

- ・募集開始 6月上旬
- ・説明会の開催 6月中旬
- ・募集締切 6月下旬
- ・審査・結果通知 7月
- ・委託契約締結・事業開始9月
- ・事業完了 (平成27年3月)

現在41経営体、64名の雇用について委託契約を行っている。



### 4 経営力強化や新分野進出等の取組みの内容

この事業では以下の8つの取組みに必要な人材の育成・確保に対し、支援を行っている。

- ①経営面積など生産規模の拡大
- ②加工施設整備など6次産業化の展開
- ③新たな販売先など販路の拡大
- ④先端技術導入など技術革新
- ⑤輸出などのグローバルな展開
- ⑥ファイナンス・労務など経営管理の強化
- ⑦農業への新規参入
- ⑧その他経営力向上や新分野進出等の取組み

### 5 質疑応答

Q. 神奈川県も農業の担い手の高齢化、後継者不足という課題は共通である。神奈川の場合は、経営体としてはほとんどが個人農家で、企業参入はまだ少ない。県民のニーズとして農業をやりたいという人はかなりいると思われるがなかなか農業従事者の雇用につながらない現状がある。

熊本県の場合、今回は国の予算がついたので、この事業を始められたと思うが、今までの熊本県における農業の担い手の雇用の状況はどのようなものだったのか。

A. 熊本県の場合、担い手の中心は認定農業者であると考えており、それが今11,000人いる。20年前からすると農業者全体の数は約4割に減少しているが、その中でも認定農業者の数はずっと横ばいで推移している。熊本県は、トマト、ナスなど施設野菜が中心で、一定の経営規模の農業者が拡大しながら雇

用を増やしてきたところもある。

Q. 現在 41 経営体、64 名の雇用で今回予算 9,000 万円のうちどれくらいの額で契約したのか。

A. 全体予算 9,000 万円のうち 7,900 万円の契約に至っている。

なお、この事業は、今年度限りであるが、できる限り雇用の継続をしてもらいたい。一過性のものにならないよう雇用を継続することが条件となっている。

Q. 経営力強化や新分野進出等の 8 つの取組みのうちどれが多かったのか。

A. 1 番多かったのが規模拡大であり、加工施設整備など 6 次産業化も比較的多かった。経営体によりめざすところがそれぞれ違うので、どういうニーズが大きいのかを分析しながら、今後の農業者の雇用支援に生かしていきたい。



## VI 世界農業遺産『阿蘇の草原の維持と持続的農業』

### 1 世界農業遺産とは

正式には Globally Important Agricultural Heritage System (G I A H S (ジアス)、世界重要農業遺産システム)という。国際連合食糧農業機関 (F A O、本部イタリア・ローマ) が 2002 年に開始した仕組みで、次世代に受け継がれるべき重要な伝統的農業 (林業、水産業を含む) や生物多様性、伝統的知識、農村文化、農業景観などを全体として認定し、その保全と持続的な活用を図るものである。

これまでペルー、チリ、中国、フィリピン、アルジェリア、タンザニアなどのサイト(世界農業遺産に認定された場所のこと)が認定されて、それぞれ地域固有の取組が行われており、日本でも 2011 年に佐渡と能登が、2013 年には静岡、阿蘇、国東が新たに認定された。現在、世界で 31 のサイトが認定されている。



### 2 阿蘇農業遺産認定のポイント

#### (1) 阿蘇の持続的な草原管理システム

草原は、牛馬の放牧の場であり、草は飼料や厩舎の敷料となり、牛馬の糞は堆肥として田畑へ投入され、畜産と稲作、畑作は緊密に結びつき循環的に利用されてきた。「野焼き」は効果的な草原の管理技術である。

#### (2) 多様な農林産物

農地改良などにより、今日では稲作のほか、野菜・花きなど多様な農産物の生産が行われている。褐毛和種 (あか牛) をはじめとした繁殖経営が行われてきており、現在、県内の繁殖雌牛 (母牛) の約 1/4 が阿蘇で飼われ、肉用子牛の供給地帯となっている。また、スギ、ヒノキを生産する林業も阿蘇の主要な産業である。

#### (3) 生物多様性と生態系機能

阿蘇は、希少な植物が数多く見られる。野焼き、放牧、採草という農業活動により草原が維持され、今日まで希少種が保存されてきた。このため、日本国内でも絶滅危惧種が集中している地域の一つとなっている。



#### (4) 優れた景観と水の恵み

阿蘇は、火山活動により広大なカルデラが形成されている。また、水源涵養機能により、6本の一級河川の源流域となっており、北部九州の水がめと呼ばれている。阿蘇に源流を発する白川の水や湧水・伏流水は地下水として涵養され、熊本地域の生活を支えている。

#### (5) 農業と関わりの深い伝統文化

阿蘇の農耕祭事は、阿蘇神社・国造神社を中心として、年間を通じ稲作儀礼が行われ、国の重要無形民族文化財に指定されている。

### 3 認定の経緯

県としては、平成25年5月に認定を受ける以前は、世界農業遺産に関して、ほとんど知らなかったのが実情であった。

発端は、熊本市内でイタリアンレストランを経営されているシェフが熊本日日新聞に論文を投稿したことである。その内容は、熊本は素晴らしい農産物ができるので、熊本の農業について世界農業遺産の認定をめざすべきであるという提案であった。それが大賞を取ったことがきっかけになって、県も登録に向けて動き出した。

短期間で書類を作って、知事がプレゼンテーションを行った。当時は認定を受けることが目的であったが、認定を受けてからは、今後どうしていくかということが大きな課題となった。

認定の効果をどう発揮していくかがこれからの大きな課題である。そのため、まずは、阿蘇地域の住民の方々に認定の意義をしっかりと理解してもらうことが大事であるので、シンポジウムを開催したり、また、地元に進捗する母体が必要なので、平成25年11月に「阿蘇地域世界農業遺産推進協会」を設立した。

この組織には阿蘇地域の7つの市町村のほか、商工業関係、観光関係、農業関係の56団体が参加した。県は、情報発信やPRに力を入れている。認定のインパクトは大変強かったが、時が経つにつれて、認定によってどう変わるのか、

何の効果が得られのかが大きな問題になっている。特に農産物のブランド化、付加価値を高める取組などにより経済的な価値につなげていきたい。正直なところ、まだ経済的な効果は得られていない。足元から自分たちの地域の良さを見つめなおすという意味では地域の人たちの意識が高まっている。

#### 4 今後の対応

当面の目標としては、平成 27 年 10 月にミラノ万博が開かれるので、世界農業遺産認定 5 地域（石川県、静岡県、熊本県、大分県、新潟県）で連携して出展に向け準備を行う。

#### 5 質疑応答

Q. 世界農業遺産に認定され、観光について観光客が増えたとか何らかの変化があったか。

A. 今のところ、目にみえて観光客が増えたといったような変化はない。認定を受けた他の地域でもそれほど伸びていないようだが、佐渡を訪れる観光客は若干増えていると聞いている。佐渡は棚田の景観を活用していると聞いている。

Q. 認定されたことにより、何らかの規制又は従わなければならないルールのようなものは発生したか。

A. 法的な面で規制は特にはないが、農業景観など共通の財産をみんなで守っていかなければならないという動機づけにはなっている。

Q. 国から何らかの財政的な支援や技術的な協力などはあるのか。

A. 農村景観を守るための補助など既存の補助制度を活用して、景観の維持などには取り組んでいる。

認定に関しては、今までは国は関与せず、地域が独自に申請を行っていたが、最近国が一定の審査をして、その基準をパスしたものでないと認定の申請ができないような仕組みになった。今年も 7 地域で手をあげたが、この審査で 3 地域に絞られたと聞いている。